

次の宅地建物取引業者の事務所が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法第176号）第67条の規定に基づき公告する。

なお、30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和3年2月5日

静岡県知事 川勝平太

商号又は名称	事務所所在地	代表者	免許証番号
ポテトホーム	富士市中央町 2-6-9	下山 行雄	静岡(6)第 10813 号